

令和3年度地域第14回タウンミーティング（荻）意見一覧

日時：令和3年11月19日（金） 午後7時～午後8時

場所：生涯学習センター荻会館 3階大会議室

- ① 憩いの場所や公園の設置について【区】
- ② 県道12号線の渋滞緩和のための道路建設について【区】
- ③ 荻字入谷における残土処分場工事について【区、緑町町内会】
- ④ あきち空地やあきや空家の雑草と樹木の伐採について【緑町町内会】
- ⑤ 県道池東松原線の拡幅及び歩道設置について【城の木戸町内会】
- ⑥ 私道の「道路修繕用原材料の支給」制度について【城の木戸町内会】
- ⑦ 市道荻・伊東道線の舗装打替えについて【つつじヶ丘町内会】
- ⑧ 防犯カメラの設置について【区】
- ⑨ 公共施設における検温器の設置について【緑町町内会】

令和3年度地域タウンミーティング（荻）における意見及び回答（要旨）

意見	区	荻区-①
<p>憩いの場所や公園の設置について【区】</p>		
<p>荻区には子どもや高齢者が安全に寛げる憩いの場や公園がありませんので、設置をお願いします。子育て世帯や高齢者から強い要望があります。</p> <p>（設置場所等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荻区民会館のグラウンドの一部とプール全面を市に無償譲渡します。 ・公園の入口については、プール側の県道沿いから入ることができます。 		
回答	担当課	都市計画課
<p>新たに都市公園を設置するに当たっては、管理を明確にするため、本市が公園用地の所有者になること、公園利用者の利便性や防犯の観点から、市道や県道に面する公共未利用地や、地域から提供を受けた用地で、面積が概ね0.25ヘクタールであることなどの要件がございます。</p> <p>そのため、プールとグラウンドの大半が必要となります。</p> <p>仮に用地を無償譲渡される場合、プール等の既存施設の撤去、出入口となる県道沿いのプールからグラウンドまでの段差の解消等の整備が必要となり、現状での用地譲渡は難しいものと考えております。</p> <p>本市が管理する公園となった際には、街区公園の標準的な機能である「広場機能」や、遊具の設置や植栽等を行い「レクリエーション機能」、「緑化機能」を整備、管理することとなり、管理区分を明確にするために、区民会館との境界に柵を設けるほか、区がイベント等で公園を使用する場合には、使用許可を受ける必要が生じるなど、利用形態が大きく変わることもあることから、近日中に荻区長のところへ担当する都市計画課職員がお伺いし、詳しくお話をしたいと考えております。</p>		

令和3年度地域タウンミーティング（萩）における意見及び回答（要旨）

意見	区	萩区-②
<p>県道12号線の渋滞緩和のための道路建設について【区】</p>		
<p>県道12号線は観光客の車や輸送トラック等の往来が激しく、地域住民の利便性が損なわれています。特に、ナガヤの前の道路は本町、つつじヶ丘、かどの原、角折の住民の生活道路で、県道12号線からタテボラ給油所の信号をナガヤ方面に右折又は左折する車が多いですが、渋滞によりなかなか曲がることができません。</p> <p>渋滞緩和のため、萩入口バス停付近からナガヤ付近に抜ける道路を建設してください。現存の道路は道が狭く、車のすれ違いが困難です。</p> <p>萩字入谷の残土処分場工事が終わると、多くの残土搬入トラックの往来が始まり、今まで以上に渋滞が発生するのではないのでしょうか。</p>		
回答	担当課	建設課
<p>道路新設のご要望につきましては、以前も区長からご要望いただいた際、担当の建設課から道路整備による抜本的な対策は困難であることをご説明させていただいております。</p> <p>当時のご要望の内容として、ご要望箇所に流れる普通河川池田川の河川敷を利用し、蓋を掛け道路とすればコスト的にも抑えられ容易に建設できるのでは、との事でしたが、河川に蓋をすることは、治水の観点からも好ましくないものと考えております。</p> <p>渋滞に関しましては、県道を管理する静岡県や伊東警察署にも確認をいたしましたが、朝夕の通勤時間帯を除き慢性的な渋滞は確認できませんでした。</p> <p>また、残土処分場への残土搬入トラックの往来による渋滞への懸念に関しましては、市内の他の残土処分場への搬入平均台数は、2月・3月の繁忙期を除き1日当たり10台程となっており、萩の残土処分場への搬入台数としても同等の台数が予想され、このことによる新たな渋滞の発生は考えにくいと思われれます。</p>		

令和3年度地域タウンミーティング（萩）における意見及び回答（要旨）

意見	区	萩区-③
萩字入谷における残土処分場工事について【区、緑町町内会】		
<p>(区)</p> <p>熱海市伊豆山での土石流の発生を受け、残土処分場工事に対して地域住民から不安の声が多数上がっています。不安解消のためにも安全の確認をお願いします。計画残土量は熱海の約5倍となっており、災害が発生した場合、萩区だけでなく市全体の風評被害にもつながる恐れがあります。</p> <p>(緑町町内会)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市は、初期工事着工後、工程表（工事施工進捗予定表）と現場工事実施工程との進捗を突合していますか。 (2) 令和3年9月現在、事業者が提出した初期工事工程表と現場工事実施の施工方法、実施工程との間に乖離はありますか。乖離がある場合にはどのように管理・指導しましたか。 (3) 事業者が工事着工以後、市は現地視察や現場指導をどのような体制で行っていますか。現地視察の回数や現場指導の内容を教えてください。 (4) 事業者は、工事期間中現場の出入口ゲートに24時間監視カメラを設置し、作業時間中は保安員、車両積載残土点検要員を配置し、作業時間以外はゲートを施錠するなどの約束をしていますが、市はどのような方法で確認していますか。 (5) 事業区域内にアースダムや堰堤を設置し、盛り土や土砂を下流河川に流さない計画になっています。堰き止めた盛り土や土砂がアースダムや堰堤に堆積し満杯になった場合、管理責任者や対応、対策方法はどのような方法で行っていますか。 (6) 湧水の給水管が詰まった場合は修理できるようですが、詰まった場合の管理責任者、修理責任者はどなたでしょうか。 (7) 事業者の着工後、工事関係車両や残土搬入車両が大池小学校の登下校の通学路を通ります。子どもたちの通学の安全を確保するために、市はどのような考えをお持ちでしょうか。 (8) 熱海市で起きた盛り土が原因と思われる土石流災害は他人事とは思えません。地域住民はこの残土処分場工事に大変な関心を持っています。熱海市の災害を教訓とし、行政の立場から今後の事業者の動向を監視し、残土処分場に関する諸問題に対し管理指導やチェック体制の強化が必要と思いますが、市の考えをお聞かせください。 (9) 事業者は地域住民にどの程度説明をしましたか。また、残土処分場付近の住民の同意が必要と思われませんが、住民への説明は十分でしたか。 		

令和3年度地域タウンミーティング（荻）における意見及び回答（要旨）

回 答	担当課	都市計画課 教育指導課
<p>（区）</p> <p>荻地区で進められております当該事業につきましては、土地の形質を変更する造成工事であるため、宅地造成等規制法に基づく規制の適用を受けることとなります。</p> <p>本市におきましては、擁壁^{ようへき}や排水施設などの設置について、同法に規定されている技術的基準に従い、災害防止のために必要な措置が講ぜられるよう適切に管理監督を行うことで、市民の皆様の不安の解消に努めたいと考えております。</p> <p>ご意見としていただきました「安全の確認」につきましては、事業計画の設計段階におきましては、宅地造成等規制法に規定された技術的基準に適合しておりますので、安全性を確認できているものと考えております。</p> <p>また、今後の工事の進捗に伴い、河川や調整池等の主要工種については、中間検査や完了検査を適切に実施し、施設の安全性を確認するとともに、必要に応じて森林法を所管する静岡県とともに現地の状況を確認するなどにより、安全の確認に努めてまいります。</p>		

（緑町町内会）

- (1) 工事工程表と現場工事実施工程との進捗の突合につきましては、全23工種のうちの主要工種において、それぞれの工種が完了したとき又は50%程度完了したときに、計画と進捗を対比させた工事工程表の提出を求めており、その工事工程表で進捗を突合することとしております。これは、宅地造成等規制法の許可条件の1つとなっているものです。

また、現在の進捗の突合につきましては、主要工種のうちの流^{りゅうまつ}末水路改修において50%が完了した旨の工事工程表が提出されており、視察時においても進捗状況を聴取する等して工事工程表と進捗を突合しております。

- (2) 事業者が提出した初期の工程表と現状との乖離につきましては、工事の着手が遅れ、着手時期について乖離があったことから、工事着手時に変更工事工程表の提出を求めました。

このため、現時点において、提出された工事工程表と現状の間には、大きな乖離は無く、また、施工方法等と現状の間につきましても、大きな乖離はございません。

なお、乖離がある場合の管理・指導につきましては、変更後の工程表等の提出を求めております。変更する内容が施設の安全性に関わる場合には、宅地造成等規制法に規定されている技術的基準に従って、災害防止のために必要な措置が講ぜられることを前提として、事業者と協議し、必要な助言、指導を行ってまいります。

令和3年度地域タウンミーティング（荻）における意見及び回答（要旨）

(3) 工事着工以後の現地視察等の体制につきましては、宅地造成等規制法及び土地利用事業を担当している都市計画課職員2人により対応しております。

また、現場視察につきましては、進捗状況の確認や構造物寸法の確認のほか、労働安全環境の確認、交通安全対策の確認、清掃環境の確認等を行っており、視察の回数につきましては、工事着工から現在までに6回程実施しておりますが、回数について定めがあるものではなく、それぞれの内容について確認できるまで現地視察を行ってまいります。

さらに、これまでの現場指導の内容につきましては、工事看板の内容等の変更、工事工程表の見直し、構造物の一部補修、及び道路上のタイヤ痕の清掃等を指導した経過があります。

(4) 出入口付近の監視カメラの設置につきましては、残土受け入れ開始までに本市において設置を確認いたしますが、監視カメラの映像の確認と保管をどのようにしていくかは、今後、区長様と共に事業者と協議検討する必要があります。

また、保安員等の配置の確認及びゲートの施錠の確認につきましては、残土の受け入れ開始後に、月に1度土砂の搬入元、搬入量及び搬入業者を記載した集計表の提出を求めてまいりますので、その集計表の中で確認することを予定しております。

(5) アースダムや^{えんてい}堰堤等の排水処理施設の維持管理につきましては、(有)^{うえむら}上村^{うんそう}運送により、月に1回の排水施設の点検と定期的な堆積物の撤去を行う事業計画となっており、事業者より(有)^{うえむらうんそう}上村運送に管理委託する旨を伺っております。

(6) 湧水の給水管が詰まった場合の責任につきましては、基本的に、給水管を詰まらせた原因者に責任が生じることとなり、また、原因者が特定できない場合は、湧水の給水管の使用者や管理委託を受けた者等が責任を負うことになると考えます。

(7) 当該事業計画では、工事中は保安要員を配置して車両誘導及び運転手への誘導等を行い、子供たちの通学の安全確保をはじめ、一般歩行者及び地域住民の交通事故防止に努める計画としていることから、市といたしましては、事業者に対して同計画の確実な履行を求めるとともに、保安要員や現場作業員等に関する記録からも、安全確保対策が講じられているのかを確認してまいります。

また、大池小学校の児童には、歩道の歩き方や交差点での信号待ちなどについての交通安全指導を徹底してまいります。これまでの指導に加え、交差点での大型車による巻き込み事故の危険性について指導することにより、緑町交差点等での事故の防止を図ります。

(8) 熱海市での土石流災害につきましては、事業者の不適切な作為が報道されているほか、法整備の不備や、行政の管理監督等について、多くの問題が提起されているものと理解しております。

このうち、法整備の問題につきましては、現在までに、静岡県では土採取等規制条例の見直し作業中である旨を伺っております。市といたしましては、今後の国の動向についても注視しながら、国及び県と協調した体制を取る必要があると考えております。

令和3年度地域タウンミーティング（萩）における意見及び回答（要旨）

また、行政の管理監督の問題につきましては、開発行為が市民の皆様の生命や財産に繋がることを念頭に、開発行為を規制する宅地造成等規制法などの関係法令について、適切かつ厳格に運用すべきであると考えており、当該事業計画につきましては、宅地造成等規制法や森林法による規制の対象となっていることから、工事の進捗に当たっては、同法令に規定された技術基準等に従い、適切かつ厳格に管理監督を行い、市民の皆様の安全安心の確保に努めてまいります。

- (9) 事業者が地域の皆様にどの程度説明したのかにつきましては、事業者からの報告により把握しているところでありますが、当該事業につきましては、地元代表者と事業者との協議の結果、協定書が締結されていることから、説明は十分されているものと認識しております。

また、事業地付近の住民の同意につきましては、現状では同意を義務化できる根拠法令等がなく、都市計画の基本理念からも適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきと考えておりますので、本市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱では、「事業について説明等を行い、利害関係者の理解を得るよう努めること」に留めております。

令和3年度地域タウンミーティング（萩）における意見及び回答（要旨）

意見	区	萩区-④
<p><small>あきち あきや</small> 空地や空家の雑草と樹木の伐採について【緑町町内会】</p>		
<p>緑町町内会は高齢化により空地や空家が多くなりました。自己管理している方もいますが、雑草や樹木が生い茂り、隣家や道路に覆いかぶさっている箇所があります。季節によっては毛虫や害虫が発生し、近隣の方が迷惑を受けています。町内会等で所有者に連絡し、管理をお願いしても対応してもらえず、放置されている状態です。</p> <p>行政の立場から、空地や空家を放置している方に管理指導をお願いできないでしょうか。</p>		
回答	担当課	建築住宅課
<p>空家等が抱える諸問題についての市の相談窓口は、建築住宅課でワンストップで対応しておりますので、市民の皆様におかれましては、近隣において、適切な管理が行われていないと思われる空家等がある場合には、建築住宅課へご連絡くださるようお願いいたします。</p> <p>市職員が現地調査を行い、適切に管理が行われていない場合には、不動産登記簿情報などにより所有者や管理者を特定し、指導を行います。</p> <p>現地調査の際には、近隣のお宅に使用状況等についてお尋ねする場合がありますので、その際には情報提供についてご協力をお願いいたします。</p>		

令和3年度地域タウンミーティング（萩）における意見及び回答（要旨）

意見	区	萩区-⑤
<p>県道池東松原線の拡幅及び歩道設置について【城の木戸町内会】</p>		
<p>城の木戸バス停から東海バス萩車庫への大きな左カーブにあるカーブミラーが、トラックやバスの接触により頻繁に破損し、カーブミラーとしての機能を果たしていません（別紙地図、写真のとおり）。また、車道との道幅が狭く、歩行者が歩く歩道が確保されていない状態です。特に、近年車の往来が多く、事故防止のためにも東海バス車庫までの道路の拡幅と歩道の設置を切に要望します。</p>		
回答	担当課	建設課
<p>カーブミラーについて現地を確認いたしましたところ、池田板金前と朝日ホンダ前については、車両が接触した跡がありましたが、機能は損なわれていないことが確認できました。</p> <p>今後、機能的に問題が生じた場合には、早急に対応いたします。</p> <p>共同鶏卵前につきましては、市が管理しているものではないため、町内会での確認をお願いいたします。</p> <p>県道池東松原線の拡幅及び歩道設置につきましては、管轄する熱海土木事務所に確認いたしましたところ、事前評価表の作成を行い、順位付けしていきたいとの回答でございました。</p> <p>評価表の作成の際は、地権者の同意等、皆様のご理解とご協力をお願いしたいとのことでしたので、ご報告いたします。</p>		

令和3年度地域タウンミーティング（萩）における意見及び回答（要旨）

意見	区	萩区-⑥
<p>私道の「道路修繕用原材料の支給」制度について【城の木戸町内会】</p>		
<p>町内の生活道路は99%私道のため、補修工事を行うにも年間20万円の材料支給では不十分であり、今後往来の激しい場所は傷みも早く、補修が必要となります。 助成金を増額できないか要望します。</p>		
回答	担当課	建設課
<p>本市では、市民の皆様からのご要望に対応するため、平成8年度から「地域応急処理事業」を創設し、市が管理すべき市道や河川等の補修を迅速に行うほか、広く私道の維持管理にも活用できるよう、道路建設資材等の原材料を支給することで支援させていただいております。</p> <p>現在の原材料支給額1件20万円からの増額のご要望につきましては、あくまでも原材料の支給であることや、毎年、多くの行政区の皆様にご利用いただいている状況などから、現状では、増額は難しいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>		

令和3年度地域タウンミーティング（荻）における意見及び回答（要旨）

意見	区	荻区-⑦
<p>市道荻・伊東道線の舗装打替えについて【つつじヶ丘町内会】</p>		
<p>にいしえ商店前からアマノ理容店前の舗装については、以前暗渠等の設置に伴い舗装の打替えを行っています。排水施設設置における締固めが十分でなかったのか、圧密沈下によるものか不明ですが、暗渠排水管の位置がわかるほど舗装の沈下が見られます（別紙地図、写真のとおり）。当該箇所は、二つの交差点が距離を置かず位置しており、また、舗装の良い箇所を通行しようとセンター寄りを通行する車両も多く、大変危険を感じています。</p> <p>交差点前後を含む舗装の沈下箇所をカバーする舗装の打替えを要望します。</p>		
回答	担当課	建設課
<p>部分的に損傷が見られる箇所については、11月上旬に補修を実施いたしました。</p> <p>にいしえ商店前よりスーパーナガヤ荻店にかけての約100mの区間につきましては、以前の舗装打替えから15年程度経過しており、舗装の長寿命化計画に基づき検討してまいります。</p>		

令和3年度地域タウンミーティング（萩）における意見及び回答（要旨）

意見	区	萩区-⑧
<p>防犯カメラの設置について【区】</p>		
<p>一碧台から大池小に向かうカーブで先日事故がありました。あの辺りは死角になってしまうので、市で防犯カメラを設置してもらいたいです。</p> <p>防犯カメラの設置には、土地所有者や近隣住民の同意が必要であったり、撮影した動画の保存など、プライバシーやセキュリティーの問題があります。また、どのくらいの維持管理費がかかるかわからないので、市や警察が設置していただくのがよいと思います。</p>		
回答	担当課	危機対策課
<p>市では、「伊東市街頭防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱」を、10月1日から施行しました。</p> <p>今年度は市内全体で139ヶ所に設置できるように予算を確保しております。</p> <p>来年度以降も継続してまいりますので、区において設置費用の1割を負担していただくこととなりますが、ぜひこの制度を利用して、地域の皆様が必要だと思われる箇所に設置していただければと思います。</p> <p>プライバシーやセキュリティーにつきましては、当該補助金制度を利用して設置いただく防犯カメラについては、補助金の交付条件として、静岡県が策定している「プライバシー保護に配慮した防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守していただくようお願いしているところです。また、各設置者（区や自治会）には、管理責任者を決め、撮影した映像の管理を厳格に行うよう、運用規程の提出も義務付けています。事前の準備をしていただくことで、区や分譲地自治会でも、防犯カメラを管理していくのは十分可能であると考えております。</p> <p>維持管理費については、電気代や、万一の防犯カメラの落下事故等に伴う損害賠償責任に備えるための損害賠償保険料などがかかることが考えられますが、これらは設置する機器や設置場所の状況、加入する保険会社ごとで金額が異なり、一概には申し上げられませんので、設置（予定）業者等にご確認をお願いします。</p> <p>他にも、防犯カメラの設置に関してご不明な点などがございましたら、危機対策課までご相談ください。</p>		

令和3年度地域タウンミーティング（萩）における意見及び回答（要旨）

意見	区	萩区-⑨
<p>公共施設における検温器の設置について【緑町町内会】</p>		
<p>私は生涯学習センターや市民体育センターなどをよく利用しますが、検温器が設置してある所とない所があります。今は新型コロナウイルス感染症の感染者も減少していますが、市の公共施設には設置してほしいです。</p>		
回答	担当課	各施設所管課
<p>今後、ウィズコロナの生活スタイルとして、検温することが当たり前になっていくと思いますので、各施設の状況を今一度確認し、設置していない所には設置するように、また既に設置している所についても、皆様にしっかり見える所に配置するように指示をいたします。</p>		